

## 生駒市特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、悪質電話による特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、自動応答録音機能を有する特殊詐欺等被害防止対策機器を購入する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金を受けることができる者は、第5条の交付申請を行う日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 世帯員に満65歳以上の者が含まれていること。
- (3) 申請日の前々月末において、市税を滞納していない者であること。

(補助対象機器等)

第3条 補助対象機器は、悪質な電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造されたものであり、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 自動応答録音装置を有する特殊詐欺被害防止対策機能付電話機
- (2) 固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

2 補助対象機器は第5条の交付申請を行う日以前1年の期間内に購入されたものに限る。

3 補助金の交付対象は、1世帯につき1台とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用の合計額（付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は含まない。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器の取付け完了後、生駒市特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書
- (2) 購入機器の購入額（取付けに要する費用を含む。）及び購入機器の品名が

記載された領収書

(3) 住民記録情報及び納税状況確認の承諾書（様式第2号）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付事業に係る実績報告を兼ねるものとする。

（補助金交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、生駒市特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定したときは、生駒市特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第7条 前条第2項の通知を受けた交付決定者は、生駒市特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金交付請求書（様式第5号）により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

（補助金交付の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。

(3) 市長が規定する期日までに前条の補助金の請求を行わないとき。

(4) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(調査への協力)

第10条 補助金の交付を受けた者は、市長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。